

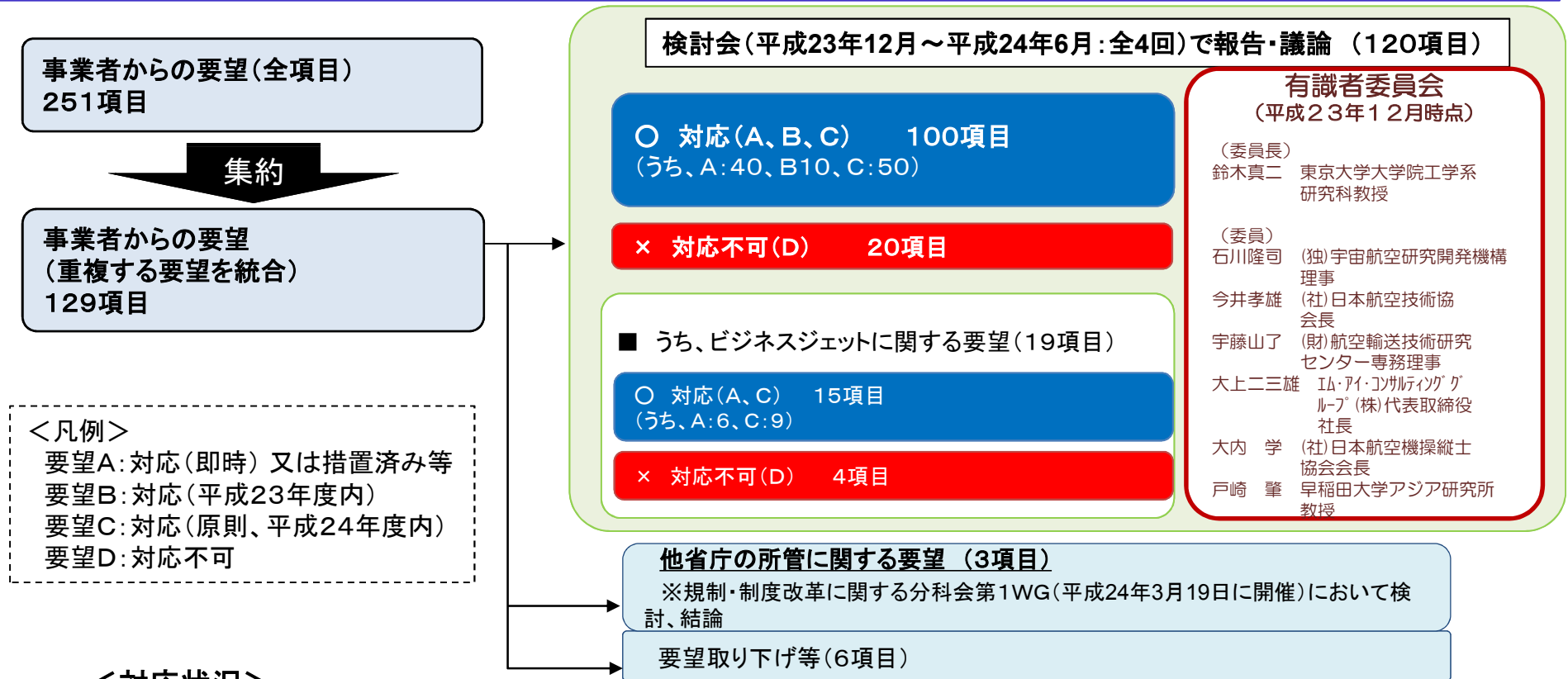
「安全に関する技術規制のあり方検討会」 のフォローアップについて

国土交通省 航空局

平成27年4月6日

安全に関する技術規制のあり方検討会

- 国土交通省成長戦略（平成22年5月）を踏まえ、航空技術の進歩への対応や利用者ニーズを踏まえた新たな事業運営形態への対応等の観点から、航空の安全に関する技術規制（法令・通達・運用）のあり方を見直す。
- 安全の確保を大前提とした上で、国際標準等の範囲内において、安全性の検証を行いつつ、実施。



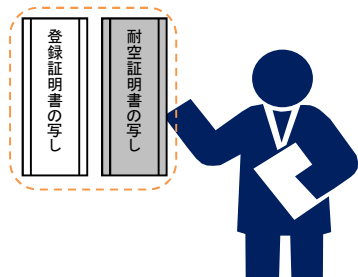
<凡例>
 要望A:対応(即時)又は措置済み等
 要望B:対応(平成23年度内)
 要望C:対応(原則、平成24年度内)
 要望D:対応不可

<対応状況>

- ・平成26年3月末時点(第2回技術・安全部会で報告した時点)で、120項目中83項目について対応済み。(対応不可は22項目)
- ・平成26年度は8項目について対応。
- ・平成27年3月末時点で、120項目中91項目について対応済み。(対応不可は23項目)
- ・現在、残り6項目について検討中。

平成26年度で見直しされた主な事例

航空機登録証明書、耐空証明書の原本の搭載義務について	地上取扱業務について	安全情報収集・分析・対策立案体制の整備
<p>[当時] 航空機には、航空機登録証明書、耐空証明書等の原本を搭載しなければならないこととされていた。</p> <p>[対応] 外国で製造後最初の回送を行う航空機に備え付ける書類のうち、航空機登録証明書、耐空証明書等の国が発行する書類については、原本ではなくその写しを備え付けることで足りることとした。</p> <p>[効果] 外国で製造された航空機を日本に運ぶ際に、航空会社の社員が日本で発行された証明書を外国に持ち運ぶ必要がなくなり、コスト削減につながる。</p>	<p>[当時] 地上取扱業務は、運航規程の記載事項として航空法上に明確に位置付けられていなかった。</p> <p>[対応] 地上取扱業務に関する事項を運航規程の記載事項として航空法上の位置付けを明確化するとともに、その実施方法及び訓練の方法についての基準を設けた。</p> <p>[効果] 地上取扱業務の適切な実施が図られることにより、運航の安全性の向上につながる。</p>	<p>[当時] 航空機運航、航空管制、空港等の航空の各モードにおいてモード個別で安全情報を収集する制度は存在したが、サービスプロバイダ横断的に情報収集及び分析をする制度がなかった。</p> <p>[対応] 航空安全プログラムの一環として、航空安全情報自発報告制度（VOICES）の運用を開始し、モード横断的な安全情報の収集・分析を実施。</p> <p>[効果] 集められた情報が、専門家の分析を経て、関係者と共有されることにより、航空事故等の予防的対策に役立てられる。</p>



平成26年度以降検討項目一覧

(参考資料)

報告書番号	未対応案件	要望の概要	対応状況(平成27年3月末時点)
14	予備品証明制度について	整備に関する外国との相互承認を推進し、現行の予備品証明に合格したとみなせる対象範囲を、新規に製造された装備品のみならず修理を行った装備品にまで拡大してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
22	BASAにより相互承認を受けた修理方法について	・航空機の整備作業の実施方法を独自に設定する場合には国の承認が必要であるが、米国当局又は米国当局が能力を認定した者(DER等)により承認された修理方法により作業を行う場合、我が国の認定事業場において作業を実施することを要件としないほしい。 ・欧州当局又は欧州当局がその能力を認定した会社が承認した修理方法で作業を行う場合には、承認ではなく届出としてほしい。 ・認定事業場において修理設計データの内容を追加する場合には、国による承認を不要としてほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
35	航空機登録証明書、耐空証明書の原本の搭載義務について	航空機には、航空機登録証明書、耐空証明書を搭載しなければならないこととされており、写しでは代用できず、外国で製造された航空機を日本に運ぶためには、航空会社の社員が、日本で発行されたこれらの証明書を外国に持ち運び、搭載しているため、航空機製造国から日本への輸送の際には、「写し」でも代用可としてほしい。	外国で製造後最初の航行(本邦外から出発して本邦内に到達するものであって、回送の場合に限る。)を行う航空機に備え付ける書類のうち、航空機登録証明書、耐空証明書及び運用限界等指定書については、原本ではなくその写しを備え付けることで足りることとするための航空法施行規則の改正を平成27年4月に行う。また、制度の運用に向けた関係国との調整を実施中。
40	燃料給油業務の位置づけについて	燃料給油業務は、整備ではなく、地上取扱業務(運航関係)に位置づけしてほしい。	対応済み (平成27年3月に省令改正済みであり、通達改正については現在作業中。)
56	整備士資格について	整備士資格の取得又はその限定の変更をするためには、原則として国の試験官による実地試験を受ける必要があるが、欧米に比較して資格取得要件が質・量ともに過大であるため、国家資格としての整備士資格は、航空機整備の基礎的能力のみを担保するものと位置づけしてほしい。	対応済み (乗員政策等検討合同小委員会及び整備士資格制度を検討する委員会における検討を踏まえて、平成26年7月の通達改正により、上級整備士資格への円滑な移行を可能とする基本技術科目の位置づけの明確化等を行った。)
58	整備士国家資格の試験科目について	整備士資格取得試験における実地試験に使用する機材について、フラットパネルトレーナー(FPT)等の簡素なシミュレータで実施したい。	対応済み (乗員政策等検討合同小委員会及び整備士資格制度を検討する委員会における検討を踏まえて、平成26年7月に通達改正を実施。)
60	ICAO締約国の授与した資格証書の扱いについて	国際民間航空条約締約国発行の技能証明の保有者が我が国の技能証明を取得しようとする際には、全ての試験を免除してほしい。	一部対応済み (平成26年12月の通達改正により、実地試験の一部免除の範囲を拡大した。) BASAについては現在諸外国と調整中。
67	ヘリコプターのパイロット規程について (ビジネスジェット関係)	旅客の運送の用に供する航空機でIFR(計器飛行方式)により飛行するものは、2人の操縦士の乗務が必要であるが、ヘリコプターに適したIFRルートが設定される場合に備えて、IFRでシングルパイロットによる運航による旅客輸送を行えるようにしてほしい。	航空運送事業において計器飛行中に、機材のトラブルや悪天候等の発生等により、航空機乗組員の作業負担が大きくなった際に、すべてを1人で対応することになった場合、安全上の重大な支障を及ぼすことが懸念されることから、措置しないこととした。
71	乗務時間制限について	国内運航に従事する場合は、連続する24時間において、8時間を超えて乗務時間を予定しないこととなっているため、国内運航における乗務時間制限を緩和してほしい。	米国における運用状況の調査を昨年度より実施しており、当該調査は概ね終了し、現在、乗務時間制限の緩和のみならず、疲労リスクの管理の強化について検討を開始したところ。
91	BASA等相互承認について	我が国は、米国等との間で耐空性に係る相互承認協定(BASA)を締結しているが、乗員ライセンス、整備等の分野における外国との相互承認を早期に締結してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
102・103	国としてのサービスプロバイダ横断的な安全情報収集・分析・対策立案体制の整備	航空機運航、航空管制、空港等のサービスプロバイダ横断的に情報収集及び分析をする制度はないため、各モード横断的な安全情報収集・分析を行う体制を作ってほしい。	平成26年度より、航空安全自発報告制度(VOICES)の運用を開始し、各モード横断的な安全情報の収集・分析を実施しているところ。
109	法令に基づかない通達について	地上取扱業務に関することは、運航規程の記載事項とはされていないため、地上取扱業務等のうち、ICAOが求める内容については航空法上の位置付けを法令で明確化するとともに、必要な事項については必要な限度において運航規程及び同附属書に記載すべき事項として整理してほしい。	対応済み (平成27年3月に省令改正済みであり、通達改正については現在作業中。)
117	東京国際空港発着枠取得に関するビジネスジェットの申請手続の柔軟化 (ビジネスジェット関係)	東京国際空港については、前月15日までに発着枠申請及び前月25日までに発着枠を決定し、枠に余裕がある場合、当日申請が可能であるが、発着枠の決定時期を早めてほしい。	限定的にでも対応可能かどうか、今後の公用機に係る発着枠の状況も踏まえながら引き続き検討。
118	東京国際空港における駐機スポットの増設、駐機方法の改善 (ビジネスジェット関係)	スポットの増設又は駐機方法の改善をしてほしい。(7日間となっている駐機制限を10日に延長してほしい)。	駐機制限については10日間に延長済み。スポットの増設については、今後予定されている旧整備場地区再編の状況を見据えながら引き続き検討。

BASAの締結状況と今後の取り組み

締結状況

- 米国、カナダ等との間で、航空製品の耐空性に係るBASAを締結済み。
- 欧州との間では、特定型式の航空機及びその関連装備品について、型式証明の認証等に係る当局間実施取決めを締結しているが、BASAは未締結。

今後の取り組み

- 米国及びカナダとのBASAについて、これを整備施設、乗員ライセンス分野等へ拡大するとともに、また、欧州とのBASAの新規締結に向け、引き続き協議を推進する。各国に対する取り組みは以下のとおり。

米 国：整備施設、乗員ライセンス分野等へのBASA拡大に向け、様々な機会を通じて働き掛けを行っているところ。整備分野については、平成25年8月に定期的に非公式当局間協議を開催することに合意し、平成26年3月に第1回非公式協議を、同年10月に第2回非公式協議をそれぞれ開催したところ。次回協議については、平成27年5月に開催予定であり、今後とも、実務的に作業を進めるとともに、正式協議開始へ向け働きかけていく。

欧 州：平成23年7月の日EU運輸ハイレベル協議において、BASA締結に向けた事前協議を開始することに合意し、平成24年1月に第1回事前協議を、平成27年3月に第2回事前協議をそれぞれ開催した。次回協議については、平成27年6月に開催予定。

カナダ：平成24年3月の日加首脳会談において、BASA拡大に向けた議論を開始することに合意したことを受けて、これまでに3回の航空当局間協議を開催し、整備分野については、制度比較が完了し、最終的な調整を行っているところ。乗員ライセンスやシミュレータについては、今後、担当者間で調整を行うこととなっている。